

史跡小谷城跡保存管理計画【概要版】

（１）計画策定の目的

史跡は国民の共有財産であり、わが国の歴史や文化を理解するうえで欠くことのできない貴重なものです。史跡小谷城跡は、浅井氏によって築かれた日本屈指の城跡で、古くより遺跡の持つ本質的価値の重要性は知られており、昭和 12 年に史跡指定、平成 7 年には、清水谷地区が追加指定を受けています。

しかし、史跡指定から現在に至るまでの間、史跡小谷城跡を将来に正しく継承するための方法や、保存管理や整備活用等を行うための史跡現状変更の明確な基準等については定められてはおらず、史跡整備や公園整備等を計画的に推進できる状況ではありませんでした。

そこで、本計画において史跡小谷城跡の持つ本質的な価値と史跡を構成する要素を明確にし、保存管理のための基本方針を策定し、将来に向けて史跡小谷城跡の持つ文化遺産としての価値を損なわないよう、史跡を保存していくことを目的とするものです。

（２）保存管理計画の範囲および基本的な考え方

○計画範囲

計画の対象範囲は、昭和 12 年 4 月 17 日、平成 7 年 2 月 1 4 日に史跡指定された範囲、および、小谷城遺跡・小谷城城下町遺跡の範囲内とします。

○保存管理の基本的な考え方

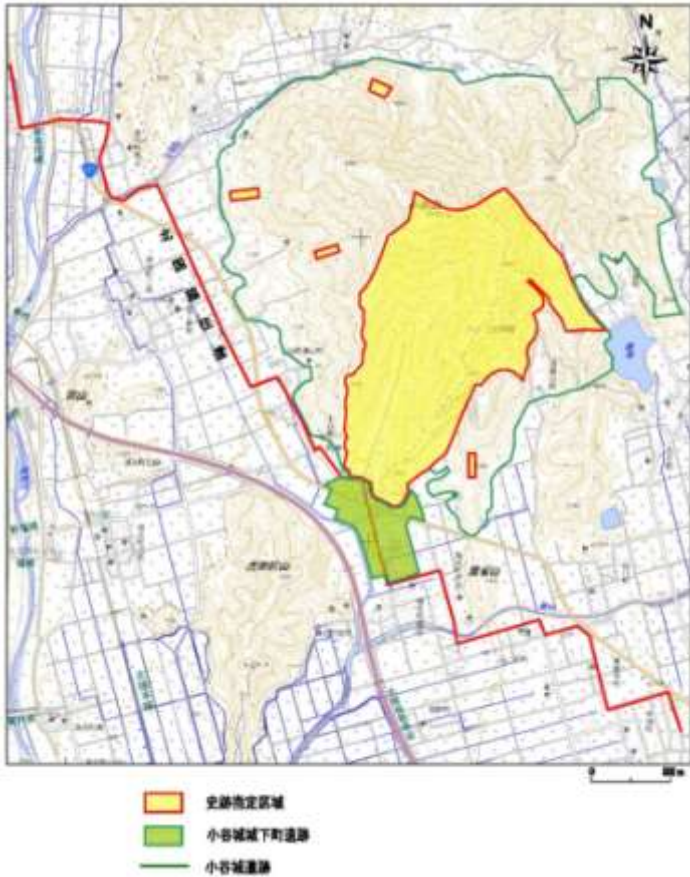
史跡小谷城跡は戦国大名浅井氏の居城、地域の歴史文化の象徴として存在してきました。

史跡指定地は、尾根上に展開する城郭地区と谷間に広がる居館跡・家臣団屋敷跡・寺院跡がみられる清水谷に分かれています。遺跡の性格や残存状況、あるいは立地する環境や土地の利用方法などが異なっているため、それぞれの状況に応じた保存管理を進めるとともに必要な範囲の土地の公有化を図り、文化遺産としての活用を積極的に図る必要があります。

また、大嶽城の一部とその周辺は明確な遺構が残存しているものの、史跡指定されていないため、追加指定予定地として位置付けるものです。

その他の史跡指定地以外の関連地域についても、小谷城跡の構成を理解するうえで重要と考えられる地域は、保存管理計画の対象範囲に含め、追加指定も視野に入れて行くものとします。

なお、本保存管理計画の対象地には、住民の生活空間も含め多くの民有地があることから、主要な価値である遺構の保存を第一義としながら、住民生活との調和を図り、将来の史跡の整備と活用に向け、小谷山の持つ景観の保護と史跡の保存との調和を図ることを基本的な方向性とします。



（３）現状変更に関する基本的な考え方

- ・史跡小谷城跡の持つ遺構の内容と史跡の現状を考慮し保存管理地区区分を設定します。
- ・保存管理の基本的な考えを基に、指定地内のあらゆる現状変更に対応できる取り扱い方針を策定します。
- ・指定地域外については、住民、関係者をはじめ、広く市民の理解と協力を得ながら、取り扱い方針を策定します。

（５）保存管理地区の設定

史跡を構成する諸要素のあり方、保存管理の方法などを考え合わせ、第 1 種から 3 種に地区設定し、必要なものについては細分を行い、地区ごとの保存管理の方針を設けます。

地区の設定	細 分	
第 1 種地区 (史跡指定内地区)	1－a	城郭地区
	1－b	清水谷地区
	1－c	1－a、1－b 以外の史跡指定内地区
第 2 種地区 (史跡指定外の 小谷城遺跡の範囲内)	2－a	明確な遺構の存在する地区 (大嶽城の一部とその周辺)
	2－b	第 1 種地区と 2－a 以外的小谷城遺跡の範囲内
第 3 種地区 (小谷城城下町遺跡の範囲内)		

（６）保存・維持管理の基準

史跡小谷城跡の維持管理については、市教育委員会・小谷城址保勝会および、市が認めた体制により進めていきます。なお、保存・維持管理の方法は、先に区分した地区ごとに下記に定めます。

【第 1 種地区】

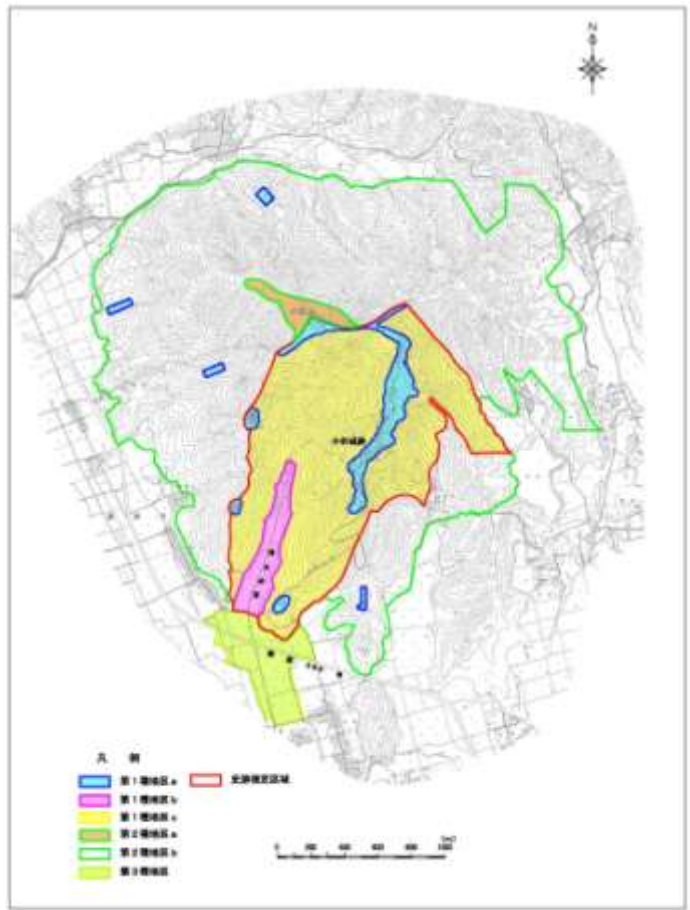
史跡指定を受けた地区であり、原則として史跡の調査研究・保存整備・維持管理・防災上必要な現状変更以外は認めません。

【第 2 種地区】

現状において史跡指定地外ですが、尾根上に展開する城郭地区とともに、小谷城跡の構成を理解するうえで重要と考えられる地区です。基本的に埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いを行っていますが、一部明確な遺構が確認されているものについては、追加指定を積極的に進めていきます。

【第 3 種地区】

史跡指定地外ですが、周知の埋蔵文化財包蔵地である「小谷城城下町遺跡」の範囲内です。発掘調査などにより重要遺構が確認された場合は、追加指定や土地の公有化を含め検討します。



（７）整備活用計画

○基本方針

日本屈指の中世山城である小谷城跡には良好な歴史的遺産とともに、豊かな自然環境が現存しています。
これらを後世に継承していくために、現代の生活環境との調和を図りながら保存・整備を行い、地域の核として史跡を活かしたまちづくりの中核としての活用を目指します。

- ・歴史遺産の保存・整備方法の検討と管理体制の整備
- ・生活環境と調和した自然環境の保全方法の検討
- ・小谷城跡城郭部の調査・保存・修復・活用方法の検討
- ・清水谷の調査・保存・整備・復元などによる史跡公園化
- ・歴史的環境を活かした地域住民と行政との協働によるまちづくりの推進

○整備活用計画の内容

①発掘調査計画

- ・史跡整備の推進、史跡指定地の範囲拡大を検討するため計画的に実施します。
- ・各地区の保存管理基準に則り、保存・修復を前提として行います。
- ・整備や活用を実施するにあたっては、各事業の進捗状況に応じ、調整を図りながら実施していきます。

②史跡整備計画

- ・遺構整備の具体的な方法については、全体計画の中での位置づけ、発掘調査等の研究成果、現地での遺構の遺存状況や環境特性等、総合的に検討を行います。
- ・基本的な考え方として、尾根上に展開する城郭遺構については、修復、景観保全を主として行い、城下部の清水谷地区については、保存を主としながら、発掘調査等によって確認された遺構（建物、堀、土塁等）の復元や表示等、史跡公園としての遺構整備を検討していきます。

③環境保全

- ・自然環境については、保安林として機能の維持とともに、小谷城跡の持つ歴史的景観の維持に努めます。
- ・史跡の特性を活かした活用方法については、多面的な利用に配慮した修景方法等について検討します。
- ・登山道については維持管理に努めていますが、危険箇所等の把握に努め優先的に整備を行います。

④地域住民と行政との協働によるまちづくり

- ・史跡小谷城跡の維持管理や活用において中心的役割を担う「小谷城址保勝会」との密接な連携をはかり、史跡の保存管理に積極的に取り組んでいきます。
- ・史跡の価値を理解するとともに、歴史学習の場となるよう史跡整備を検討します。
- ・遠足やハイキング、あるいは各種団体の研修や行事の場として、幅広く利用できる整備を検討します。
- ・史跡を活用した住民主体のイベント等への支援を行っていきます。

（事例：小谷城ふるさとまつり）

昭和 61 年より続く「小谷城ふるさと祭り」は、現在、小谷城址保勝会が中心となり「小谷城ふるさとまつり運営委員会」を組織し実施しています。

